

# 令和8年 東通村立東通中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日 改訂

## 1 基本理念

「東通村いじめ防止基本方針」に則り、「いじめ問題は学校内外を問わず、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。そして、絶対に許してはならない」という認識のもと、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、学校は、保護者、地域及び関係機関と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

## 2 策定

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 村の基本方針等を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定める。
- ② 以下の策定の意義を踏まえる。
  - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
  - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
  - ・ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。
  - ・ 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容とする。
- ③ 以下の内容について策定する。
  - ・ 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行うためのプログラム。
  - ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル。
  - ・ マニュアルの徹底に向けたチェックリスト。
  - ・ 教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組。
  - ・ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針。
  - ・ 本基本方針が適切に機能しているかを点検するための方策。

- (2) 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける等、内容及び取組について継続的に（年度毎に）改善を図る。

- (3) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、本基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れる。
- (4) 本基本方針を策定するに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるように、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。

### 3 説明

- (1) 保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるよう、学校だより等で広報する。
- (2) 本基本方針の内容を入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### 4 いじめ対策組織

- (1) 名称 いじめ問題対策委員会

- (2) 構成

- ①常任委員：校長、教頭、分掌主任、学年主任→（週1回の定例会へ出席）
- ②非常任委員：養護教諭、SC、SSW、PTA会長等→（事案に応じた臨時会へ出席）

- (3) いじめ問題対策委員会議の開催

- ①定例会 毎週火曜1校時
- ②臨時会 随時

- (4) 役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの事案対処のため、事実関係の把握と認知
- ⑤いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ⑧学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、学校いじめ防止基本方針の見直しの実施

## 5 いじめへの対応

### (1) 未然防止

- ①人間尊重の精神を育みむ道徳教育の推進
- ②東通科等における体験活動等とおしたコミュニケーション能力の育成
- ③生徒会が主体となる、いじめの防止のための話し合い活動の実施
- ④生徒主体となる諸活動や授業づくりとおした、「絆づくり」の実践
- ⑤生徒、保護者及び地域に対する、いじめの理解を促進する啓発活動の実施
- ⑥教職員に対する、いじめの理解のための研修の実施

### (2) 発見・認知

- ①教職員の日常的な観察や生徒並びに保護者とのコミュニケーション等による情報提供に加え、定期的なアンケート、教育相談、家庭訪問及び諸検査の実施等による、いじめにつながる事象の早期発見
- ②発見された事象の迅速な報告を受け、いじめ対策組織における定義に則った積極的な認知

**【いじめの定義】** 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法より〉

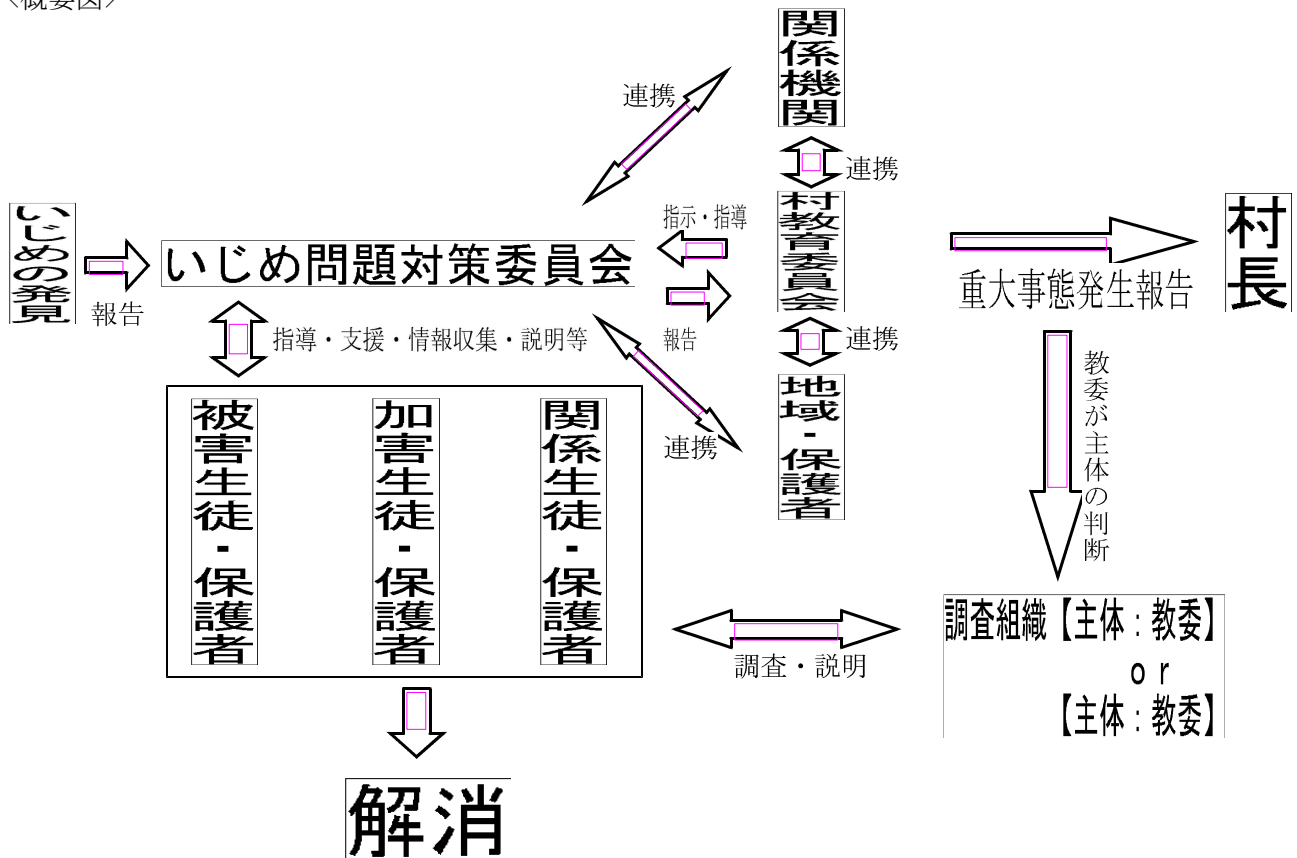
### (3) 事案対処

**【重大事態】** ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合を含む  
(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とするが一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

#### **【解消】**

(ア) いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。  
(イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

<概要図>



(4) 解消

- ① いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ② いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ③ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する

6 家庭・地域及び関係機関等との連携

(1) 家庭・地域との連携

- ① 保護者に対し、以下について啓発する。
  - ・ 家庭では、子供が悩みを相談できる雰囲気づくりに努める重要性。
  - ・ 子供の理解と変化に気付くよう、子供との会話を大切にする配慮。
  - ・ 家庭での生活やスマートフォン等情報端末機器の使用についての管理。
- ② 学校、地域と一体となった子供の安全・安心な環境づくりといじめ防止等の取組の推進を図るよう、PTA活動を活性化する。
- ③ 地域が生徒を見守る環境づくりを進められるよう、地域行事への参加を通して連携を図る。

(2) 関係機関との連携

予防、情報収集及び対応等について、警察、福祉、村の各機関東都の連携を積極的に行い、学校による抱え込みを防ぐ。

#### 4 いじめ対応プログラム

- (1) 校 内 研 修⇒「いじめの理解」「生徒理解」「情報端末機器への対応」など
- (2) 啓 発 ・ 啓 蒙⇒「基本方針説明」「いじめの予防」「情報端末機器への対応」など
- (3) 発 見⇒「アンケートの実施」「教育相談の実施」など
- (4) 生徒の絆づくり⇒「生徒会活動」「学級活動」「道徳」など
- (5) 実 施 予 定

	校内研修	啓発・啓蒙	発見	生徒の絆づくり
4月	・いじめの理解 ・生徒理解①(情報交換と対応)	・基本方針説明(生徒・保護者)「学校だより」「参観日」「SOSの出し方」等 ・情報端末機器への対応(保護者)「東通村立東通中学校申し合わせ」周知 ・情報端末機器への対応(生徒)「情報モラル集会での話し合い活動」	・生活アンケート① ・SCカウンセリング① ・特支教育推進委員会①	・生徒会活動(新入生歓迎会) ・道徳(思いやり) ・学級活動(個性の理解と尊重)
5月	いきいき青森の子健康づくり事業 2・3学年 思春期教室		・生活アンケート②・いじめアンケート① ・特支教育推進委員会②・定期教育相談① ・SCカウンセリング②	・生徒会活動(キズナキャンペーン)① ・道徳(信頼友情)
6月	・生徒理解(教育相談の結果)		・生活アンケート③・特支教育推進委員会③ ・SCカウンセリング③	・学級活動(諸問題の解決)
7月	・小中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会	・自殺の予防(生徒・保護者)「夏休みの生活について」「参観日」	・生活アンケート④・特支教育推進委員会④ ・SCカウンセリング④	・道徳(生命尊重) ・生徒会活動(夏休み前集会)
8月	・情報端末機器への対応(生徒・保護者・教職員)「情報モラル教室」		・生活アンケート⑤・特支教育推進委員会⑤ ・SCカウンセリング⑤	・道徳(生きる喜び)
9月	・自殺の予防(生徒・保護者・教職員)「SOSの出し方教室」	・いじめの予防(生徒・保護者)「学校だより」	・生活アンケート⑥・特支教育推進委員会⑥ ・SCカウンセリング⑥	・学級活動(集団の生活の向上)
10月			・生活アンケート⑦・いじめアンケート② ・特支教育推進委員会⑦ ・SCカウンセリング⑦	・生徒会活動(キズナキャンペーン)② ・学級活動(望ましい人間関係)
11月	いきいき青森の子健康づくり事業 1学年親子学習会「いのちのお話出前講座」		・生活アンケート⑧・特支教育推進委員会⑧ ・SCカウンセリング⑧・定期教育相談②	
12月	・生徒理解(教育相談の結果) ・下北地区連合生徒指導連合協議会	・基本方針説明(生徒・保護者)「学校評価」	・生活アンケート⑨・特支教育推進委員会⑨ ・SCカウンセリング⑨	・生徒会活動(クラスマッチ)
1月		基本方針説明(生徒・保護者)「新入生保護者説明会」	・生活アンケート⑩・特支教育推進委員会⑩ ・SCカウンセリング⑩	・生徒会活動(新入生説明会)
2月		・情報端末機器への対応(生徒)「情報モラル集会での話し合い活動」	・生活アンケート⑪・特支教育推進委員会⑪ ・SCカウンセリング⑪	・道徳(正義・公平公正) ・学級活動(社会の一員としての自覚と責任)
3月			・生活アンケート⑫・特支教育推進委員会⑫ ・SCカウンセリング⑫	・生徒会活動(卒業生を送る会)



## いじめ防止対策推進法（平成25年）の定義

**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**